
ジャスク行事参加者における

「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」について

今シーズンにおいては、ワクチン接種が一定の部分進んでいると想定できますので、3回目のワクチン接種が完了して、2週間以上経過していない場合は、抗原検査またはPCR検査を実施して頂き、陰性であることを確認した上で行事にご参加されることを推奨させていただきます。

【参加者の皆さまに行事参加前、事前に留意していただくこと】

1. 行事の7日前から当日までに下記a～hの事項に該当する場合は、行事への参加ができません。
2. 「健康確認表」を事前に記入し、提出の要請があった場合はその指示に従うこと。
3. マスクを持参すること(受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)。
4. 厚生労働省より提供されている接触確認アプリ(COCOA)のダウンロードを推奨する。また会場内でのBluetoothはオンにしておくこと。
5. こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
6. 他の参加者、主催者スタッフ等との距離(出来るだけ2mを目安に(最低1m))を確保すること(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)。
7. 行事中に大きな声で会話等をしないこと。
8. 感染防止のために主催者が決めた措置等を遵守し、主催者の指示に従うこと。
9. 行事終了後(2週間以内)に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

行事前7日間(当日を含む)に以下の症状等ある場合は行事への参加はできません

- a. 平熱を超える発熱(37.5℃以上、または平熱より1℃以上高い状態のいずれか)
- b. 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
- c. だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
- d. 嗅覚や味覚の異常
- e. 体が重く感じる、疲れやすい等
- f. 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- g. 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- h. 過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

【その他の注意事項】

- 行事の前後のミーティング等においても、三つの密を避け、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分な配慮を行うこと。
- 休憩時の手洗い。手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒を行うこと。
- 十分な距離の確保。競技の種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること(介助者や誘導者の必要な場合を除く)。
- 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要がある。
※感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。
- 唾や痰をはくことは行わないこと。
- リフト・ゴンドラ等乗車方法は、地元索道会社、スキー場、主催者のルールに従うこと。
- 講習中のコミュニケーションや滑走中以外も含めて会話をする際には、極力口元を覆う物を装着すること。

【主催者側の感染防止対策】

- 「健康確認表」による管理を徹底すること。
- 普段から「密閉」「密集」「密接」を避け、こまめな手洗い・うがい、咳エチケットに気をつけ健康維持に努めること(行事開催中は特に徹底のこと)。
- 講師やスタッフは講習や会話をする際、口元を覆う物を着用し、対面になる際の飛沫感染対策に配慮すること。
- ソーシャルディスタンスを保つこと。
- 宿泊先では密にならない部屋割りを行い、部屋の行き来も必要最小限を心がけること。
- 移動手段(行き帰り)にも感染防止に配慮すること。
- 役員(参加者も含む)による必要以上の飲食は避けること。

【今シーズンの行事開催に関して】

- 感染防止のため、夕食後のパーティーは行いません。
- 移動手段に関しては、基本的に配車等を行いませんので、各自で安全な手段を確保してください。
お困りの方はご相談ください。
- 緊急事態宣言、または、まん延防止措置が発令された場合、行事を中止にする場合があります。